

副本

平成26年(ワ)第18690号 契約金等請求事件

原 告 高久秀雄

被 告 板橋区

## 回 答 書

平成27年6月19日

東京地方裁判所民事第32部1A係 御中

被告指定代理人

篠岡祐



同

山田幸男



同

吉岡利倫



同

新沼正良



同

阿部孝敬



同

中澤達也



同

斎藤一徳



同

相原智枝美



平成27年4月28日付け原告求駁明申立書に対する回答

1 求釈明事項 1について

ホタル施設内で、ホタルが飼育されていたという事実は争わないとの趣旨である。

2 求釈明事項 2について

(1) 同①について

被告職員以外の者が、本件委託業務に従事したことのあることは認める。

(2) 同②について

本件契約は、消耗品の納品自体を目的とするものではなく、乙第1号証添付の各仕様書「5.業務内容」欄記載の役務の提供を目的とするものであることから、求釈明申立書別紙1記載の品及びそれに記載されていない品の納品状況は不明である。

(3) 同③について

本件委託業務の遂行に原告が最適であると推薦した元被告職員阿部氏が、平成25年4月から平成26年1月までの間、乙第1号証の仕様書記載の業務内容について履行を確認していたことは認める。

(4) 同(2)について

被告は、原告の主張、主張整理の結果、争点に対する裁判所の訴訟指揮など、訴訟の推移に応じて、適時適切な主張をする予定である。

以上